

公立大学法人大阪教職員の給料表の切替えに係る措置に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第6項に定める給料表その他の切替えに係る措置のうち、給料表の切替えについて定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 教職員 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する教職員のうち、就業規則第57条第4号に掲げるもの（公立大学法人大阪職員の再雇用に関する規程の適用を受ける者を除く。）をいう。
- (3) 旧府大法人 合併前の公立大学法人大阪府立大学をいう。
- (4) 旧市大法人 合併前の公立大学法人大阪市立大学をいう。
- (5) 旧府大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則をいう。
- (6) 旧府大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程をいう。
- (7) 旧市大法人就業規則 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則をいう。
- (8) 旧市大法人給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程をいう。
- (9) 旧市大法人管理職員給与規程 (旧) 公立大学法人大阪市立大学管理職員給与規程をいう。
- (10) 府大承継教職員 平成31年3月31日に旧府大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (11) 市大承継教職員 平成31年3月31日に旧市大法人に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (12) 府大区分教職員 給与規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（前2号の教職員を除く。）をいう。
- (13) 市大区分教職員 給与規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（第10号及び第11号の教職員を除く。）をいう。
- (14) 市大区分課長代理級 市大承継教職員及び市大区分教職員のうち、公立大学法人大阪教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程別表第1において一般職給料表(1)4級が適用される職務にあるものをいう。

(切替えの実施)

第3条 給料表の切替えは、令和4年4月1日に実施する。

第2章 給料表の切替え

(新旧の給料表の対応)

第4条 給料表の切替えは、別表第1の切替前給料表等の欄に掲げる給料表を、切替後給料表の欄に掲げる給料表に切り替えるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、切替前に適用されていた旧府大法人就業規則又は旧市大法人就業規則（以下これらを「旧就業規則」という。）において給料表の適用を異にするものとされた異動を切替時に行った教職員にあっては、旧就業規則において異動後の職に適用される給料表を切替前給料表とする。

(府大承継教職員の給料表の切替え)

第5条 切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大承継教職員であって、切替後に一般職給料表(1)又は教育職給料表が適用されるものの切替後に適用する号給は、切替前と同一級内において、切替えの前日に受けていた給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 前項の規定による切替えを行った場合に切替後の給料月額が切替前の給料月額を下回る者については、昇格又は昇給により切替後の給料月額が切替前の給料月額を上回るまでの間は、切替前の給料月額を支給する。
- 3 諸手当の算定には、前項の規定により保障する切替前の給料月額をもってあてる。

(府大区分教職員の給料表の切替え)

第6条 切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、採用の日から就業規則の本則の規定を適用されていたものとみなして、その時の初任給を基礎とし、採用の日から切替えの前日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給とする。

第7条 第5条の規定は、切替えの前日に旧府大法人就業規則に定める内容を適用されていた府大区分教職員であって、切替後に教育職給料表が適用されるものの切替えにおいて、準用する。

(市大承継教職員の給料表の切替え)

第8条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大承継教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 次号に掲げる教職員を除くもの 切替後に適用する号給は、別表第2に定める切替前の職務の級に対応する切替後の職務の級において、切替えの前日に受けていた給料月額に対して100分の104.63を乗じて得られる金額（1円未満の端数は切り上げる。以下「引上げ後給料月額」という。）と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
 - (2) 市大区分課長代理級 新給料表において適用する号給は、別に定める給料月額で得られる引上げ後給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。
- 2 前項の規定による切替えを行った場合に切替後の給料月額及び給料月額に係る地域手当の合計額（以下「給与月額」という。）が、切替前の給与月額を下回る者については、

昇格又は昇給により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、切替前の給与月額（以下「仮定給」という。）を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、各号に定めるとおりとする。

- (1) 引上げ後給与月額が、切替後に占める職務の級の最高号給の給与月額を上回る者昇格により切替後の給与月額が切替前の給与月額を上回るまでの間は、仮定給を支給する。
- (2) 引上げ後の給与月額が、切替後に占める職務の級の最低号給の金額を下回る者切替後の給与月額を当該職務の級の最低号給とする。

3 前項に規定する仮定給が適用される者の諸手当の算定には、仮定給に基づく給与月額をもってあてる。

第9条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大承継教職員であって、切替後に一般職給料表(2)又は看護職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する職務の級及び号給は、切替前と同一の級及び号給とする。

（市大区分教職員の給料表の切替え）

第10条 切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(1)が適用されるものの切替後に適用する号給は、採用の日から就業規則の本則の規定を適用されていたものとみなして、その時の初任給を基礎とし、採用の日から切替えの前日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給とする。

第11条 第9条の規定は、切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大区分教職員であって、切替後に一般職給料表(2)又は看護職給料表(1)が適用されるものの切替えにおいて、準用する。

第12条 第8条の規定は切替えの前日に旧市大法人就業規則に定める内容を適用されていた市大区分教職員であって、切替後に教育職給料表が適用されるものの切替えにおいて、準用する。この場合において「別表第2に定める切替前の職務の級に対応する切替後の職務の級において」とあるのは「切替前と同一級内において」と読み替えるものとする。

（切替時に昇格又は降格を伴う場合の切替え）

第13条 切替えの日に昇格又は降格する教職員にあつては、切替前に昇格又は降格した場合の職務の級及び号給を切替前の職務の級及び号給とみなして切替えを行うものとする。

（切替前に適用されていた休職等の期間に係る昇給号給の調整）

第14条 切替え前に発令を受けた休職及び承認を受けた休業等（以下「休職等」という。）の事由により、昇給号給数の調整の対象となり、切替後に当該休職等から復職したときに所要の調整が行われるものにあつては、切替前の期間に係る調整は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める調整を行い、切替後の期間に係る調整は、給与規程及び附属する関係規程に定める調整を行う。

- (1) 府大承継教職員及び府大区分教職員（第6条の適用を受ける者を除く。） 旧府大法人給与規程及び附属する関係規程
- (2) 市大承継教職員及び市大区分教職員（第10条の適用を受ける者を除く。） 旧市

大法人給与規程及び附属する関係規程

(看護職給料表(1)適用者の切替え等に伴う経過措置)

第15条 看護職給料表(1)の適用を受ける者の旧市大法人給与規程附則第4項の規定による経過措置は、第9条の規定により得られる給料月額をもって行う。

第3章 平成31年4月1日以後に採用される教職員に関する特則

(一般職給料表(1)が適用される職員に対する措置)

第16条 第6条及び第10条の規定の適用を受ける者には、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間に支給された給与の総支給額と、採用の日から給料表の切替えの前日までの期間について就業規則の本則の規定により計算した給与の総支給額との差額相当について、切替後に支給する最初の期末手当において所要の調整を行うことがある。
2 前項の調整については、理事長が別に定める。

第4章 雑則

(施行の細目)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表第1

切替前の内容を定める規程	切替前給料表等	切替後給料表
旧府大法人給与規程	一般職給料表	一般職給料表(1)
	教育職給料表	教育職給料表
旧市大法人給与規程	一般職給料表(1)	一般職給料表(1)
	一般職給料表(2)	一般職給料表(2)
	教育職給料表	教育職給料表
	看護職給料表(1)	看護職給料表(1)
旧市大法人管理職員等給与規程	課長代理級(一般)	一般職給料表(1)

別表第2

	切替前の職務の級等	切替後の職務の級
一般職給料表(1)	4級	3級
	3級	2級
	1級及び2級	1級
教育職給料表	4級	4級
	3級	3級
	2級	2級
	1級	1級